



08年12月16日  
 08-3号  
 日交労組  
 仙台市太白区  
 東中田1-1-11  
 022-241-8333  
 発行責任者  
 鷺尾 順章

# 定時制乗務員の有給休暇 支給方法の方向性決まる

## 年末年始の取扱昨年同様



08秋闘第2回団体交渉で妥結

日交労組は、12月15日、08秋闘の第2回団体交渉を行い、会社側交渉員8名と組合側交渉員8名で年末年始の取り扱いと就業規則問題を中心に話し合いを行いました。  
 就業規則は継続審議ではありますが「話し合いで解決を図る」との内容と昨年同様の年末年始の取り扱いで基本的合意に達しました。

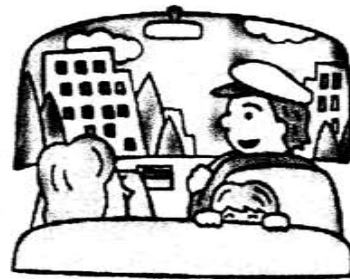
### 年末年始は昨年並 時差出勤は別途対応

年末年始の問題点は事前に事務折衝で協議し、組合は公出手当の不平等の是正と手当の引き上げ、割増期間の延長を求めてきました。

会社は昨年にくらべ14%も営業収入がダウンし、昨年以上に最賃補償など人件費が増加していることを理由に昨年同様の取り扱いを求めてきました。

交渉でも会社は「昨年同様の取り扱い」と回答してきました。組合は乗務員の厳しい現状を訴え、原資に關わらない持ち帰り額の上乗せを求めました。

年末年始の時間短縮についても昨



年同様でしたが、時差出勤はその時間帯で当てはまらないために「別途対応すること」で基本合意に達しました。

### 法律や時代性に合わせて

#### 規則・協約を見直す

定時制乗務員の就業規則は、「有給休暇の取扱と支給方法について」会社と協議してきました。

会社は交渉の席上で「定時制の有給休暇の支給方法を新人研修の補償日額で支給したい」と回答し、具体的な運用は1月1日から開始予定とし、就業規則の策定は1か月以内にまとめ上げたいと回答しました。

また、定時制乗務員の就業規則策定に伴う本則や労働協約の変更についても、交番変更問題や安全衛生委員会などを盛り込んだ時代性に合った変更を会社に申し入れ、山口支社長も「法律が変わっているものもあるので時代性に合わせて見直していかなければならない」と話しました。

秋闘と別枠で合意していた年始の商品券支給は、營收低下のため今年はないそうです。

平成20年12月15日

経営側 株式会社グリーンキャブ仙台支社  
支社長 山口 慎太郎

労働側 日本自動車交通労働組合  
執行委員長 高橋



#### 協 定 書

平成20年12月15日開催の団体交渉において、2008年秋季要求事項について労使双方下記の通り意見の一致をみたので、ここに本協定書2通を作成しそれぞれ1通を保管するものとする。

#### 記

(1) 就業規則について  
 就業規則及び労働協約については、今後も話し合いを継続し解決を図る。

(2) 年末年始の労働時間は下記の通りとする。  
 (A交番・C交番及び日勤・夜勤については別途対応とする。)

・ 12月31日(水)	8 ~ 20 時
・ 1月 1日(木)	9 ~ 19 時
・ 2日(金)	9 ~ 22 時
・ 3日(土)	8 ~ 23 時

※12月31日~1月3日の間、出勤予定日のうち1乗務を公休とする。  
 上記の取り扱いにおける賞金等の保障は行わないこととする。  
 但し、12月30日から1月3日までの間、營收の55%の持ち帰りを認める。

(3) 年末年始期間中(20年12/31~21年1/3)の公出手当を下記の通りとする。

- a 当該勤務が1.0乗務動(2日)で、營收が20,000円を超えたときは当該營收の5.6%
  - b 当該勤務が0.5乗務動(1日)で、營收が10,000円を超えたときは当該營收の5.6%
  - c 当該勤務が1.0乗務動(2日)で、營收が20,000円に未達の場合は当該營收の4.8%
  - d 当該勤務が0.5乗務動(1日)で、營收が10,000円に未達の場合は当該營收の4.8%
- 以上をもって2008年秋季要求の一切を終了したものとす。

以上